

公益認定等委員会だより



第31号 平成26年6月2日発行

公益認定等委員会 発行

今年度は、多くの法人のみなさまが新公益法人制度の下でより一層活躍できるよう、公益認定申請・法人運営に関するセミナーや相談会を工夫し、みなさまの活動をサポートしてまいります。ぜひ御活用ください。(3ページ参照)



日本文化に親しんでもらうための茶道体験の様子

※詳しくはp5を御覧ください。

公益法人の活動紹介

35

目次

- P2・・・定期提出書類等の作成・備え置き・提出のお願い
- P3・・・公益認定申請・法人運営に関するセミナー＆相談会のお知らせ
- P3・・・公益法人制度とNPO法人制度の解説ページについて
- P4・・・寄付金による公益活動に向けて「公益財団法人ケア・インターナショナル ジャパン」
- P5・・・公益法人の活動紹介「公益財団法人竜の子財団」
- P6・・・申請サポートに関する情報・その他お知らせ

■公益財団法人竜の子財団

主にアジア諸国からの私費留学生で、日本の大学・大学院で学んでいる学生に、奨学金を支給し、また国際交流の発展に努める。

		公益法人数	税額控除法人数	一般法人数(注)
内閣府	社団	764	97	1,147
	財団	1,554	281	953
都道府県	社団	3,261	88	5,476
	財団	3,605	357	3,110
合計		9,184	823	10,686

(注) 公益目的支出計画実施法人 (平成26年5月31日現在)

より詳しい公益法人制度の内容や申請手続きについてはホームページを御覧ください

<https://www.koeki-info.go.jp/>



内閣府



定期提出書類等の作成・備え置き・提出のお願い

事業報告書等については、国民に対して、法人運営の透明性を確保し、その説明責任を果たすために大変重要な書類であることから、事務所への備え置きと行政庁への提出が義務付けられています。3月末で事業年度が終了する法人におかれましては、6月中の提出が必要となります。なお、26年4月1日に一般法人に移行された法人におかれましては、公益目的財産額の確定の手續に必要な書類の提出も6月中にお願いいたします。

事業年度が3月末で終了する法人の皆様へ



■公益法人は「事業報告等」の作成・備え置き・行政庁への提出が必要となります。



「事業報告等」

財産目録、役員等名簿、役員報酬等の支給基準を記載した書類、キャッシュフロー計算書(会計監査人設置法人のみ)、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類、社員名簿(公益社団法人のみ)、貸借対照表、損益計算書、事業報告、附属明細書、監査報告・会計監査報告(会計監査人設置法人のみ)等

■公益目的支出計画を実施中の一般法人は「公益目的支出計画実施報告書等」の作成・備え置き・行政庁への提出が必要となります。



「公益目的支出計画実施報告書等」

公益目的支出計画実施報告書、同報告書の監査報告、貸借対照表、損益計算書、事業報告、附属明細書、監査報告・会計監査報告(会計監査人設置法人のみ)等



上記の書類は、**毎事業年度経過後3か月以内に作成し行政庁に提出することが必要となります。**

本年4月1日に一般法人に移行された皆様へ

一般法人に移行された法人におかれましては、移行の登記の日から3か月以内に、移行の登記の日の前日を算定日とし、公益目的財産額を再度算定した上で貸借対照表及びその付属明細書等の必要書類を認可行政庁に提出する必要があります。なお、提出後、行政庁で内容を確認し、誤りがないと認めた場合は、その旨を通知いたします。(公益目的財産額等の確定)



～留意点～

■移行の登記完了後、「登記完了届出」が行政庁に対して行われていない場合、「確定手續」を電子申請上で行うことができませんので、当該届出を必ず行っていただくようお願いします。

■額の算定にあたっては、移行認可申請時に用いた不動産鑑定士の評価額などを確定時の算定額として用いることができます。



平成26年度 公益認定申請・法人運営に関する セミナー&相談会のお知らせ



平成25年11月30日に新公益法人制度への移行申請期間が終了したことを踏まえ、平成26年度は、多くの法人のみなさまが新公益法人制度の下でより一層活躍できるよう、相談会やセミナーを工夫し、みなさまの活動をサポートしてまいります。



テーマ別セミナー

昨年度までは主に新制度への移行申請や公益認定申請を目指す法人のみなさまを対象に行ってきた「基礎的研修会」を、今年度は「テーマ別セミナー」としてリニューアルし、各機関の役割・責任や財務管理、定期提出書類の書き方といった法人運営をサポートするセミナーに加え、寄附金など事業活動の資金集めの工夫といったトピックス的なテーマのセミナーを、外部からも講師をお招きして行うことを予定しています。



個別法人ごとの相談会

1法人ごとに1名の弁護士、公認会計士等の相談員が個別の質問事項にお答えする「相談会」を、今年度も実施いたします。この「相談会」は、東京に加え、宮城県、愛知県、大阪府、広島県、福岡県においても開催する予定です。「相談会」と同時に、新制度における基本的な事項に関するセミナーも行いますので、相談会の待ち時間に、復習を兼ねてご参加ください。
※本事業は、内閣府から(公財)公益法人協会に業務委託をしております。



具体的な開催日時やセミナーのテーマ等は、決まり次第、公益法人information及び「委員会だより」の裏面で御案内します。

■内閣府ホームページに掲載■ 公益法人制度とNPO法人制度の 解説ページについて



公益法人とNPO法人について、制度の概要や法人設立までの流れ、税制上の優遇措置等の解説ページを、内閣府ホームページ内に掲載しましたのでお知らせいたします。

■内閣府ホームページ「公益法人と特定非営利活動(NPO)法人」

http://www.cao.go.jp/others/koeki_npo/index.html

★公益法人informationのリンクからページに飛べます！

民間における公益の増進の担い手である公益法人とNPO法人を、比較しながら理解できる内容となっていますので、是非ご覧ください。

(公益法人informationトップページ)



(公益法人と特定非営利活動(NPO)法人ページ)



ここをクリック！

どうしたら寄附が
集まるかな？

寄附金による 公益活動に向けて

そうだ！
こんなアイデア
はどうか



公益財団法人 ケア・インターナショナル ジャパン

公益財団法人ケア・インターナショナル ジャパンは、世界70カ国以上の途上国や紛争地域において特に「女性や女子」に焦点をあて、自立支援を行う国際協力NGOです。

会員制度、プロジェクトごとの寄附、毎月1,000円から気軽に行える定額寄附、物品での寄附等、多様な寄附受入制度を用意するとともに、オンライン決済を可能にして寄附をしやすい仕組み作りに取り組んでいます。

★公益法人の寄附税制についてはこちらをご覧ください
https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/zeisei.html

■世界で起こっている問題を身近に感じてもらうために...

ケア・インターナショナル ジャパンが今、力を入れて取り組んでいるのが歩く国際協力「Walk in her Shoes」というキャンペーンです。途上国の女性や子どもたちが日常生活に必要な水を手に入れるために、1日約8,000歩(約6km)歩かなくてはならず、そうした負担が、彼ら彼女らから教育や生計向上の機会を奪っているという現状を、実際に同じ距離を歩いてみることを通じて身近な問題として考えてもらうことが狙いで、このキャンペーンの参加費が、途上国の人々の自立支援に充てられます。参加者はWEBサイトに1日の歩数を報告しあい、約3ヶ月のキャンペーン期間中に参加者全員で5,000万歩(20人の子どもたちが1年に歩く歩数)歩くことを目指します。

こうしたイベントは、言葉で説明してもぴんとこない途上国の現状を、実際に自分の体を動かすことで身近な問題として感じてもらうきっかけとなるとともに、職場の仲間や友人と一緒に「健康のためにもなるし...」と気軽な気持ちで参加してもらうことで、これまで寄附をしたことのないような新規の寄附者の獲得の手段としても大きな意味を持ちます。実際に新規寄附者の72%はこうしたイベントをきっかけに寄附をしているとのこと。



■ボランティアスタッフによるファンドレイジング

また、ケア・インターナショナル ジャパンでは、ファンドレイジング活動をボランティアチームが企画し実践するという先駆的な取組を行っています。2011年9月から始められたこの取組では、半年間を1タームとし、7～8名のメンバーからなるチームが「最低5万円を集める」という目標のもと、資金集めのためのイベントを一から企画、運営します。

この取組の一環としてこれまで、ヨガ、ウォーキングなどのスポーツイベントやコンサート、写真展等、様々な企画が行われ、チームは皆目標金額の5万円を達成し、第6期をもって合計100万円以上もの資金を集めてきました。

勿論、何もかも完全にボランティアスタッフに任せきりにするというわけではなく、ミーティングやイベントには必ず職員が立ち会い、必要な場面ではアドバイスをを行います。ただし、基本的に内容の部分はボランティアスタッフのアイデアを尊重し、何かの指示を出すことはありません。

もともと、「国際協力に携わりたい」「人の役に立ちたい」という強い思いをもって集まったボランティアスタッフを、単なる「事務作業のお手伝いさん」ではなく、「コアな支援者」ととらえ、その強い思いを活かす形でファンドレイジングに携わらせるこの取組は、「少ない職員でいかに資金集めに取り組むか」という課題を抱える多くの法人にとって、大いに参考となる事例と言えるでしょう。

(文責：公益認定等委員会事務局)

★募集！

公益認定等委員会だよりでは、寄附集めについて積極的に取り組んでいる法人を紹介してまいります。貴法人の創意に基づく取組を紹介してみませんか？是非ご応募ください。

＜問い合わせ先＞ (TEL) 03-5403-9524 (メール) koeki-info@cao.go.jp

～公益財団法人竜の子財団～ 内閣府認定



■武道体験

当法人は、主にアジア諸国より日本の大学・大学院において学んでいる私費留学生に対し、奨学金を支給する事業をしております。財団に採用された学生たちは「竜の子奨学生」として自身の研究活動に励むのみならず、学業に支障がない範囲において財団を通じて様々な活動をしています。財団としては、奨学金を支給するのみではなく、武道・茶道・華道といった日本の伝統文化に直接触れてもらうことでより深く日本を理解してもらい、やがて彼らが懸け橋となりアジア諸国との国際交流の発展につながればと考えております。

また、学生たちが他人に手を差し伸べることができる人間になるよう、財団として様々な奉仕活動も行っております。一例をあげますと、3年前の東日本大震災の際の炊き出しボランティア、第13回全国障害者スポーツ大会におけるボランティア等で、これらの活動には在籍している奨学生だけでなく、財団を卒業したOB・財団役員も積極的に参加しております。

■活動内容

活動は殆どが学生たちからの発案によるものであり、彼らの日本に恩返しをしたいという気持ちの表れであるようです。

これらの活動以外に、年間2回財団の活動やOB・奨学生達の近況報告等を掲載した「竜の子奨学生」という会報誌を作成しています。これは、編集委員会を学生のみで組織し、自分たちで毎回テーマを考え、執筆しています。この会報誌は、寄付者を始めとした財団をご支援いただいている皆様方に財団の活動を理解してもらうのに役立つツールとなっております。この編集委員を務めることにより、学生同士の横の繋がりを深め、またOBに執筆依頼を行うことによる縦の繋がりも築き上げることができています。

このような活動を通じて彼らは国境という垣根を越えて、お互いを尊重し、助け合うことによって生まれる信頼関係を築いていけることと考えます。そのためにも彼らと積極的に交流を図っていき、50年後にはアジア諸国との国際交流の発展の一端を担えるような団体を目指し活動を行っていきたいと思います。

また、昨年度より日本国内に居住する児童に対する奨学金支給事業と児童関連福祉の充実のための助成事業も行うことといたしました。これらの事業については、まだ結果として現れたものはございませんが、今後は財団を通して日本の子供たちとアジアの学生たちが交流し、未来に向けての国際友好親善が図れることを目的としています。



■炊き出しボランティア



■スポーツ大会ボランティア



■座禅体験



公益認定申請サポート・法人運営相談について

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。**公益認定を予定されている法人、法人運営(事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等)について相談がある法人の皆様は、サポートを御活用ください。**予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

■公益認定申請の内閣府相談窓口■

<窓口相談>(要事前申込)

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌月上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。

※7月の窓口相談は、6月6日(金)まで募集中です。

(電話)03-5403-9558

(FAX)03-5403-0231

(メール)sodan-juri@cao.go.jp

<電話相談>

専門相談員による電話相談を実施しています。

(☎)03-5403-9669

(時間)平日10時～16時45分

■法人運営・公益認定申請について、弁護士・会計士等に相談したい法人■

<民間の専門家を活用した相談会>

(要事前申込)

内閣府が委嘱する相談員(弁護士、公認会計士等)による相談会を全国で開催しています(1法人につき1時間程度)。6月の開催日程は下記のとおりです。(詳細は公益法人informationを御覧ください。)

●6月16日(月)愛知県名古屋(愛知県自治センター)

■その他のサポート■

<業態別説明会への講師派遣>(要事前申込)

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

(電話)03-5403-9558

(FAX)03-5403-0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。

※謝金は不要です。

■テーマ別セミナーの開催■ (要事前申込)

これから公益認定の申請検討に着手される法人や、既に公益法人として活動されている法人を対象に、当事務局職員がテーマごとに解説します(1回1時間半程度)。次回は**「定期提出書類の作成上の留意事項について」**をテーマに、**6月4日(水)**に開催します。

(電話)03-5403-9558

(FAX)03-5403-0231

(メール)sodan-juri@cao.go.jp



募集!

ホームページ及び委員会だよりで活動紹介を希望する法人を募集!

公益認定等委員会の広報誌(月1回発行)及び「公益法人information」サイトで、法人の活動紹介を行っております。多くの方に活動を知ってもらい機会になりますので、奮って御応募ください!

現在は、67法人の活動を紹介しており、随時更新しています。詳しい応募方法や記事のフォーマット等の情報は、下記を御覧ください。



ここをクリック!



●「公益法人information」トップページから、公益法人の活動紹介を御覧ください。活動紹介を希望する法人を随時募集しています。

■問い合わせ先

内閣府公益認定等委員会事務局広報係



電話:03-5403-9524

e-mail: koueki-info@cao.go.jp